

質問書回答

平成 26 年 8 月 18 日

案件名:「ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2014 年 8 月 6 日) / 番号:140623) について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	<u>1. 様式 1(3)のコンプライアンスの様式について</u>	<p>・様式 1(3)のコンプライアンスの様式は、9/1 以降の公示案件について評価対象となっておりますが、 http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html 今回の応札においては提出をした方がよろしいでしょうか。</p>	<p>本件は 9/1 以前の公示案件ですので、提出する必要はありません。</p>
2	<u>2. 経費見積書について</u>	<p>・業務指示書の中にあります本邦招聘カリキュラムに関する経費見積書は、「本見積」もしくは「別途見積」のどちらに含まれますでしょうか。</p>	<p>「本見積」になります。</p>
3	<u>プロポーザル記載分量超過時の減点について</u>	<p>・2014 年 8 月 5 日の改正により、プロポーザルの記載分量が指定の上限を上回った場合、 減点をするということが記載されているのですが、対象につきましては上限が定められている (1) 業務実施の基本方針等 (2) 業務実施の方法の合計 20 ページ以下という部分のみが対象になりますでしょうか？</p>	<p>減点対象につきましては、 上限が定められている (1) 業務実施の基本方針等 (2) 業務実施の方法の合計 20 ページ以下という部分のみが対象になります。 なお、20 ページが「目安」となって</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html</p> <p>・例えば、バックアップ体制の箇所については2 - 3ページが「目安」となっておりますが、 複数社(3社以上)のJVで応札を行う場合、その分記載分量が多くなってしまうため、 必ずしも2 - 3ページに収めることが難しいと考えております。 その際も減点の対象となってしまいますでしょうか?</p>	<p>いる場合、数ページを超えても大幅に超えているとは、取り扱いません。他の案件で、目安の2倍、3倍の分量となっているケースが発生しているため、そのような状況にならないようご配慮願います。</p>
	8 ページ (2)本邦招聘のカリキュラム作成、受入手続	「招聘プログラムの実施に関する直接経費(航空賃、滞在費(日当)、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金等)、それ以外の上記に係る経費(人件費等)については、見積書に積算すること」とありますが、本見積への計上と理解してよろしいでしょうか。	はい、「本見積」でお願いします。
	8 ページ (2)本邦招聘のカリキュラム作成、受入手続	本邦招聘のカリキュラム作成と受入手続に関する業務の一部を再委託することは可能でしょうか。	可能です。カリキュラム内容については本件受注コンサルタントが作成し、再委託は受入手続に関する業務や通訳手配などの一部という想定です。

以上